

米子市からの令和6年度 県政に対する要望事項への対応方針

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
1	北朝鮮による拉致被害者の早期帰国の実現と調査の徹底について	<p>政府認定の拉致被害者・松本京子さんをもつ本県として、国に対し、被害者の一刻も早い帰国の実現と特定失踪者の徹底した調査について、北朝鮮に具体的に条件を突きつけ、期限を切って交渉するよう本市と連携して働きかけること。</p> <p>また、国の後押しとなるよう、一層の啓発活動への取組と、被害者が帰国された際の支援体制整備を図ること。</p>	継続	<p>松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の即時一括帰国を実現するよう、県として4月に国に対して要望を行ったほか、国際社会と連携しながら、日朝首脳会談による北朝鮮との直接交渉を行うなどあらゆる手段を尽くすよう、7月7日も国に要望を行いました。今後も引き続き拉致問題の早期解決について、要望活動を行っていきます。</p> <p>また、拉致問題を多くの県民の方に理解していただき、解決に向けた機運を高めていくため、学校や地域で開催している拉致問題人権学習会に加えて、コンサートや舞台劇などのイベントを実施していくこととしています。さらに、今年度も国民のつどいの開催を予定しており、これらの活動に今後も引き続き取り組んでいきます。</p> <p>なお、帰国後の支援については、帰国支援体制共通マニュアルに基づいた速やかな対応が行える体制を整えており、今後も米子市や関係機関と連携・協力しながら取り組んでまいります</p>	地域社会振興部 (人権・同和对策課)
2	米子空港における国内定期路線の充実について	<p>休止路線の再開及び新規路線の実現等による航空路線の拡充を図ることについて、積極的な施策を講じるように、引き続き、県からも国に対し要望すること。</p>	継続	<p>国内航空路線の拡充は地域経済活性化の観点から重要であり、様々な機会を捉えて航空会社に働きかけを行っています。国に対しても、地方路線の維持・拡充についてこれまでも要望を行ってきているところです。</p> <p>また、本県では、航空便を活用した他地域との交流促進を図るため、令和5年6月補正予算で新たに国内チャーター便運航に対する支援制度を創設しました。</p> <p>今後も、貴市と連携しながら、航空会社への働きかけや国に対する要望活動を継続してまいります。</p>	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)
3	米子空港の国際化の促進について	<p>訪日客の受入再開や新規路線の就航を見据えた、国際定期路線等に対する支援の充実を図ることについて、引き続き、関係機関と連携して国に働きかけること。</p>	継続	<p>今年3～4月に台湾と韓国のインバウンドチャーター便が就航し、搭乗率は好調に推移しました。また、7～8月には香港からのチャーター便が就航しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響で非運航・欠航となっている米子ソウル便・香港便・上海便の運航再開及び国際チャーター便の就航については、貴市及び国際定期便利用促進協議会等と一緒に積極的に航空会社や旅行会社への働きかけを行った結果、10月25日から米子ソウル定期便運航再開が決定しました。引き続きその他路線の運航再開・新規就航に向けて航空会社等への働きかけを継続してまいります。</p> <p>なお、訪日客の受入や国際定期便の運航再開・新規就航に向けて次のとおり6月27日に国要望を行いました。今後も引き続き国に働きかけていきます。</p> <p><夏要望内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際航空路線等の更なる増加に向けたC I Q応援体制の充実 ・訪日誘客支援空港の運航再開便に対する支援対象について国家間の政治情勢等で運休し、その後コロナの影響によって再開できなかった便も対象に加えること。 ・訪日誘客支援空港の支援期間拡大と地方1空港あたりの補助金額、着陸料軽減額の上限撤廃 	輝く鳥取創造本部 (国際観光・万博課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
4	新幹線の整備推進について	中国横断新幹線（伯備新幹線）及び山陰新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げに向けて、本市とともに取組を進めること。 また、新幹線整備推進に当たり、整備事業費の地元負担金のあり方の見直し及び平行在来線を経営分離しないために必要な措置の検討並びに新幹線予算総枠の拡大について、県からも国に対し要望すること。	継続	日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保、地域間格差の是正、産業振興等地域の活性化のため、山陰新幹線や中国横断新幹線（伯備新幹線）の整備は重要と考えており、県版地方6団体として、整備計画路線への格上げ、新幹線整備に係る予算の拡充、国主体での整備、並行在来線の経営分離方針の見直し等について、令和5年7月11日に国への要望活動を実施したことに加え、中国地方知事会、近畿ブロック知事会、関西広域連合等、関係府県と連携した要望活動を行っています。引き続き、沿線自治体及び関係府県と連携し、県民等の機運醸成を図りながら、国等への働きかけを行っていきます。	政策戦略本部 (総合統括課)
5	路線バス等へのキャッシュレス決済の導入推進について	路線バス、コミュニティバスへのICカードやQRコード等のキャッシュレス決済の導入について、本市とともに調査研究等の取組を進めること。 また、キャッシュレス決済導入に向けた県独自の補助制度創設等の財政支援について検討すること。加えて、財政措置等の必要な支援の実施について、県からも国に対し要望すること。	継続	キャッシュレス化は令和5年2月10日の鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定の連携事項となっており、導入に向けて、市町村や交通事業者と意見交換をしているところです。 導入等の費用負担については、関係者で合意を得て、必要に応じて国にも財政支援の要望を行います。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
6	公共交通の確保・維持のための支援強化について 【重点要望項目】	地域公共交通計画に基づいて実施主体者が行う、公共交通の待合環境の整備や利用促進のための運賃割引に伴う減収補填など、公共交通の確保・維持につながる必要な施策に対して、支援の強化を図るよう国に働きかけること。	継続	県では、地域の実情・ニーズに応じた地域交通政策に対する支援を国に要望しており、令和5年の地域交通法の改正で、国において、地域公共交通の再構築に必要なインフラ整備を支援する制度が創設されたところです。今年度も令和5年6月27日に国土交通省に要望を行ったところであるが、今後も引き続き地域交通の確保・維持に必要な財政支援を求めていきます。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
7	美保基地周辺の環境整備の促進について	美保基地周辺住民の民生安定を図るため、道路整備等の環境整備の促進について国に働きかけること。	継続	美保基地周辺の環境整備については、地元市が国（防衛省）と直接協議される事項であり、既に貴市において主体的に対応いただいているところですが、県としても以前から国に対して基地周辺の環境整備、地域振興に特段の配慮を講じるよう要望してきており、今後も機会を捉えて国に要望していきたくと考えています。	地域社会振興部 (市町村課)
8	米子空港周辺地域振興計画について	米子空港周辺地域の活性化を図るため、交通安全施設等整備事業（国道431号線・交差点改良）の早期実現を図ること。	継続	市道上和田東8号線との交差点改良については、令和3年度に整備が完了したところであり、引き続き市道下和田東3号線との交差点改良を実施します。	県土整備部 (道路企画課)
9	まちづくりに関する技術的支援について	「まちなかと郊外の一体的な発展」を推進するため、都市計画法、都市再生特別措置法等による規制誘導策や歩いて楽しいまちづくり等の各種まちづくりの計画・施策に関して助言等技術的支援をするとともに関連する施策・事業を促進すること。	継続	貴市が行う都市計画法等の規制誘導策や歩いて楽しいまちづくり等に係る事業実施について、県は各種まちづくり計画・施策に関して情報を収集し、積極的に情報提供や技術的な支援等を行っていきたくと考えています。	輝く鳥取創造本部 (人口減少社会対策課) 生活環境部 (まちづくり課)
10	原子力発電所における安全対策と防災対策について	原子力発電所に関する責任を持った対応と防災対策の強化について、次のとおり、県からも国に対し要望すること。 原子力発電所の再稼働について、地域の安全を第一義とし、立地と同等に周辺地域の意見を聞き、使用済燃料の処分などの諸課題に対して責任を持った対応を行うこと。 原子力防災対策においては、発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様に避難路や避難場所の整備、住民啓発等を的確に行う必要があるため、整備費用、人件費、資機材購入費等、必要な経費に係る財源を国において措置すること。	継続	鳥取県では、これまでも再稼働に係る安全を第一義とした慎重な判断、周辺自治体の意見の反映や原子力防災対策に対する必要な財源措置等、国に対してその都度必要な要望を行ってきました。 今後も、貴市や境港市と話し合いながら、国等に対する要望など必要な対応を行います。	危機管理部 (原子力安全対策課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
11	中海浄化事業の推進について	浅場造成・覆砂事業の更なる推進により、栄養塩の溶出抑制、透明度の向上及び水質浄化機能の回復を図ること。 特に、米子湾において平成 25 年度から実施されている覆砂を推進するとともに、浅場造成等を実施することにより、米子湾の環境修復が図られるよう国に働きかけること。	継続	中海の水質改善については、鳥取・島根両県知事による協定書の内容が担保されるよう、引き続き、国へ水質浄化対策の推進を働きかけるとともに、貴市をはじめ関係機関と連携して取組を進めます。なお、本年度も引き続き国に要望を行いました。	生活環境部 (水環境保全課) 県土整備部 (河川課)
12	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実を図るために、安定的な事業運営及びサービス利用が可能となるよう計画相談、居宅介護などの報酬単価の見直し及び必要な財源を確保するよう国に働きかけること。	変更	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について、国に対して以下の項目などを要望しており、6月29日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。 ・障がい福祉サービスの報酬について、現場の実態を把握し安定的なサービス提供が可能となるよう計画相談などに対する財源確保など、その影響について実態を把握し、必要な措置を講じること。また、令和5年度は民間企業等で広く賃金ベースアップが行われていることを踏まえ、ベースアップを見込んだ報酬改定を行う等、障がい福祉人材の安定的確保に向けた処遇改善を強力に進めること。 ・地域における障がい児・者の生活支援の充実を図るためのグループホームなどの施設整備に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずること。 ・障害福祉サービスの義務的経費である自立支援給付費については、訪問系サービスに係る国庫負担基準額を廃止し、市町村が必要と認め実際に支弁した総費用額の1/2を国が負担すること。 ・市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずること。	福祉保健部 (障がい福祉課)
13	生活保護受給者世帯への夏季加算の創設について	夏季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、夏季加算を創設することについて積極的な措置を講じるよう国に働きかけること。	継続	夏季加算の創設については、平成24年度から毎年国へ要望しており、今年度においても、6月29日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	福祉保健部 (孤独・孤立対策課)
14	学校施設の整備に係る必要な財源の確保について 【重点要望項目】	第二次ベビーブームに伴う児童生徒数の増加に対応するために整備された施設の老朽化が進んでいることから、改築・長寿命化事業について、財政措置の拡充を講じるよう国へ働きかけること。新たに特別支援学級を設置する際には、児童生徒の特性に応じた環境を整備するため施設の改修(教室の区画変更及びそれに伴う照明・空調設備の改修等)が必要となるケースがあるが、その経費について、必要な財政措置を講じるよう国へ働きかけること。 また、校舎増改築事業、大規模改修等に係る学校施設環境改善交付金について、交付金の補助基準単価が、実施単価とは乖離していることから、実状に即した補助率・補助単価の引き上げを図るよう国へ働きかけること。 加えて、少人数学級の推進に伴う教室の増築等施設改修に要する経費については、県において適切な財政措置を講じること。	新規	学校施設の新築、増改築、長寿命化及び内部改修等について補助対象の拡充、補助要件の緩和、補助率の嵩上げ及び補助単価の引き上げなどの要望を国に提出しているところです。また、全国知事会及び全国公立学校施設整備期成会など各種団体からも国に働きかけを行っているところです。少人数学級の推進に伴う施設改修等への支援も含め7月27日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育環境課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
15	ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について	児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後における学校のICT環境の維持・改善に必要な経費については、すべての地方自治体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じるよう国へ働きかけること。	継続	次期端末更新時の国からの支援の有無については、文部科学省において「次期ICT環境整備方針の在り方ワーキンググループ」を立ち上げ、検討を始めたところです。必要な財政支援について、今年度も7月27日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育センター)
16	特別支援教育の充実に向けた支援の拡充について 【重点要望項目】	通常学級において発達障がい等の可能性のある児童生徒が増加している中で、インクルーシブ教育の推進のため、学校の実態に応じて特別支援教育支援員を適正に配置できるよう、地方財政措置の一層の拡充を図るよう国へ働きかけること。	新規	現在、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備や、合理的な配慮の提供、学校における教職員の指導力向上により、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みの構築に向けて取り組んでいるところです。 今後、地方財政措置の一層の拡充については、他市町村の状況も確認の上、国への要望を検討していきます。 なお、本県では複数教員の指導により、特別な支援を必要とする児童生徒への個別対応を可能とすることを目的とした「LD等特別支援非常勤講師」の配置を行っているところであり、その計画的な活用についても御検討ください。	教育委員会 (特別支援教育課、教育人材開発課)
17	学校における医療的ケア看護職員配置に係る財政措置の拡充について	医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うため、学校において十分な支援ができるよう、国の責任において、医療的ケア看護職員配置の体制整備に必要な財政措置の拡充を講じるよう、国へ働きかけること。	変更	医療的ケア児の就学において医療的ケア看護職員の配置等を行っているところですが、十分な支援が行えるよう、補助率の引上げなど財政措置の拡充について、今年度も7月27日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (特別支援教育課)
18	子どもへの切れ目ない支援体制の施策の充実にについて	保育施設等での効果的な支援及び配慮が、就学後も切れ目なく適切に行われ、幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図れるよう、1年生アドバイザーに係る人件費の必要な財源については、すべての地方自治体において的確に対応できるよう、国の責任において必要な財政措置を講じるよう、国へ働きかけること。	継続	本県においては平成29年に「鳥取県幼児教育センター」を設置するなど、幼保小連携推進や小1プロブレムの解決に取り組んでいるところであり、国の補助事業に係る対象要件の拡充について、今年度も7月27日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育人材開発課、小中学校課)
19	東山公園地区都市構造再編集中支援事業に係る財政措置について	基幹事業である東山公園再整備事業の新体育館整備に令和6年度から本格的に着手する予定であることから、計画に基づく施設の改修及び整備を着実に実施するため、補助金の必要額を確保するよう国に働きかけること。	新規	米子市と県が共同で整備する新体育館に係る国庫補助金(都市構造再編支援事業)について、所要額が確保されるよう国に要望していきます。	地域社会振興部 (スポーツ課)
20	下水道施設の改築に必要な財源確保について	下水道施設の改築に係る国費支援について、確実に支援を継続するとともに、今後増大が見込まれる改築事業費を踏まえ、予算を増額するなど必要な財源確保を行うことを国に働きかけること。	継続	下水道事業は極めて公共性が高い役割を担っていることを踏まえ、改築事業について必要な予算を確保し継続的な財政支援を講じるよう、本年度も引き続き国に要望を行いました。	生活環境部 (水環境保全課)
21	汚水処理施設の早期概成のための支援について	令和8年度末までに汚水処理施設の早期概成を目指し、着実な整備を進めるため、社会資本整備総合交付金の配分及び合併処理浄化槽設置補助制度に係る補助金の継続など必要な措置を講じること。	継続	汚水処理施設の早期概成が図られるよう、社会資本整備総合交付金の配分について、本年度も引き続き国に要望を行いました。 また、合併処理浄化槽設置補助制度に係る県補助金については、令和5年度当初予算において、要望のあった基数分(126基分)の予算額を配分しました。	生活環境部 (水環境保全課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
22	下水道施設の脱炭素を踏まえた再構築事業への国費支援	下水道のカーボンニュートラル達成に向けて、「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」の登録を踏まえて実施する老朽化した下水道施設の再構築事業については、継続的に国費支援を行うよう国に働きかけること。	新規	下水道のカーボンニュートラルの実現に向け、老朽化した下水道施設の再構築事業については、本年度も引き続き国に要望を行いました。 なお、「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に位置付けられた事業については、令和5年度から防災・安全交付金の重点配分項目に追加されています。	生活環境部 (水環境保全課)
23	ダム大型改修等に対する補助の新設について	多くの水道事業者は、安定的な取水のために補助多目的ダムの建設事業に参加し、水利権を取得している。補助多目的ダム事業への参画は、膨大な建設費用の負担に加え、完成後にはダムの維持管理等の負担金があり、利水事業者でもある水道事業財政を圧迫している。 そこで、水道事業財政への負担を軽減し、水道の健全経営を確保するために、ダム新設後の維持管理を含む大型改修等についても利水事業者を補助対象とするよう、国へ働きかけること。	新規	水道水源施設ダムの維持管理を含めた大型改修に対する補助制度の新設については、貴市や他自治体の意見を踏まえ、日本水道協会が厚生労働省に制度要望をされています。 一方、水道行政は令和6年度に国土交通省に移管されるため、移管後の国土交通省による対応状況や過去の経緯等も踏まえ、改めて要望について検討したいと思えます。	生活環境部 (水環境保全課)
24	空家等対策の実効性の確保について 【重点要望項目】	借地上の管理不全空き家の解消のため、次の法整備及び仕組みの構築について国に働きかけること。 ・土地所有者に対して建物取去土地明渡請求等を義務付ける等、土地所有者としての管理責任を法制化すること。 ・借地上の特定空家等を略式代執行する場合において、代執行費用を土地所有者に求めることができる仕組みを構築すること。 また、相続放棄された空き家の適切な管理のため、不動産価値が低い地方の実態を踏まえた財産管理制度や財政措置について検討を行うよう国に働きかけること。	変更	借地上にある所有者不明の特定空家等を市町村が略式代執行により除却する場合、除却によって当該土地の利活用が容易になることが、当該土地の所有者に対して一定の利益になり得ると考えられ、市町村が略式代執行を躊躇う要因となっています。 また、不動産価値の低い地方都市においては土地の売却益等による空き家の除却費の相殺が難しく、今後、略式代執行による除却が必要な空き家の増加が見込まれることも、市町村にとって大きな課題となっています。 国において、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月に制定され、不動産登記の義務付け、共有不動産の利用制限の緩和、財産管理制度の見直しなどが行われましたが（施行は令和5年4月、令和6年4月）、相続放棄された空き家や略式代執行等に纏わる課題の解消には至っていないため、空き家対策の一層の推進に向け、7月18日に国に対して課題対策の検討を要望しました。	輝く鳥取創造本部 (人口減少社会対策課)
25	中海架橋建設連絡協議会の早期開催について	中海架橋の実現に向けて、島根県との協議、連携をさらに進め、「中海架橋建設連絡協議会」を速やかに再開すること。	継続	中海架橋については、今年度も引き続き「米子・境港間の高規格道路」の計画の具体化に向けた検討を行う予定であり、その議論を踏まえながら島根県と事務ベースで協議を行っていきます。	県土整備部 (道路企画課)
26	公共インフラ施設の長寿命化対策に係る財政措置について	高度成長期に整備した道路施設等の公共インフラ施設の老朽化が急激に進んでおり、施設の長寿命化対策を計画的に着実に進めるために、必要な財源の措置を長期的に講じること。	継続	道路事業については、道路構造物の老朽化対策として令和2年度に道路メンテナンス事業補助制度が創設され、地方公共団体の個別施設計画に基づいて、計画的かつ集中的に支援が行われているところです。引き続き必要な財源の確保について国に要望していきます。 公営住宅整備事業については、社会資本整備総合交付金に係る必要な財源の確保及び財政力の弱い地方への重点配分が行われているところです。引き続き、公営住宅の長寿命化対策が計画的に進むよう、必要な財源の確保について国に働きかけていきます。 都市公園施設については、国において「防災・減災、国土強靱化のための5ヶ年加速化対策」として、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の更なる加速化を図るため、緊急度の高い老朽化した都市公園施設の改修について、令和2年度3次補正から令和7年度までの5ヶ年で重点的・集中的に対策を講じることとされています。今後も、都市公園施設の長寿命化対策が着実に進むよう、必要額の確保に向けて国に働きかけていきます。	生活環境部 (緑豊かな自然課、まちづくり課) 県土整備部 (道路企画課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
27	米子駅北広場整備事業に係る財源措置について	米子駅南北自由通路の開通（令和5年度）による効果を最大限波及させ、山陰の玄関口であるJR米子駅のさらなる交通結節点としての機能強化を図るため、米子駅北広場整備事業の早期完成に向けて交付金の必要額を確保するよう、国へ働きかけること。	変更	米子駅北広場整備事業の早期完成に向けて交付金の必要額が確保できるよう、引き続き国に働きかけます。	県土整備部 (道路建設課)
28	市道安倍三柳線整備に係る財政措置について	道路整備を計画的かつ着実に進めるための予算を確保し、事業進捗に必要な額を配分するよう国へ働きかけること。	継続	着実に道路整備の進捗が図られるよう、引き続き国に働きかけます。	県土整備部 (道路企画課)
29	国・県による公共土木事業の整備促進について	県事業の公共土木事業について、整備促進を図ること。 また、米子境港間高規格幹線道路及び中国横断自動車道岡山米子線4車線化の早期実現、皆生海岸侵食対策事業等をはじめとした国直轄事業の整備促進については、県からも国へ働きかけること。		以下のとおり。	
	[県事業]				
(1)	東福原樋口線	両三柳～二本木 L=8,000m W=6.0(12.0)m 【道路改良】 主要幹線道路の整備を促進すること。(米子市都市計画マスタープラン)	継続	米子西福原郵便局から県道皆生西原線の間(約0.5km)については、通学路安全対策事業として、引き続き事業実施します。 県道両三柳西福原線から県道両三柳後藤停車場線の間(約2.4km)については、街路事業(両三柳中央線)として、引き続き事業実施します。 県道両三柳後藤停車場線から米子西福原郵便局の間(約1.2km)については、事業化に向けて検討します。 県道皆生西原線から二本木の間については、米子・境港間の高規格道路計画を踏まえた検討が必要と考えます。	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)
(2)	境車尾線 (観音寺～車尾)	観音寺～車尾 L=600m W=2.5m 【歩道新設】 交通量の多い路線であり、狭益なJR鉄道下の拡幅と交通安全のため、歩道を整備促進すること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (道路建設課)
(3)	赤松淀江線	淀江町西尾原～富繁 L=1,160m W=10.0m 【バイパス整備】 急カーブ、急勾配の道路であるため、道路整備を促進すること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)
(4)	加茂川	奈喜良～新山 L=1,800m 【河川改修】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(5)	水貫川	皆生 排水機場の整備拡充 【浸水対策】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(6)	小松谷川	青木～南部町市山 【河川改修】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
(7)	佐陀川	淀江町佐陀～河岡 【堤防機能の強化】 堤防機能強化のため、護岸の早期整備を図ること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(8)	加茂新川	両三柳 【河川改修】 河口閉塞防止のため河口整備を図ること。	継続	加茂新川の河口整備は、日野川河口から西向きの沿岸漂砂を遮断することとなり、侵食対策事業を実施中の海岸等への砂の供給を減少させることとなるため、当面は、沿岸の汀線の経年変化等を把握しながら、河口閉塞状況に応じて、浚渫による対応を継続していきます。	県土整備部 (河川課)
	[国直轄事業]				
(9)	米子・境港間を結ぶ高規格幹線道路の事業化について 【重点要望項目】	米子IC～米子北IC間の凍結解除及び米子IC～境港間の早期事業化を国に働きかけること。	継続	令和2年度に開催された中海・宍道湖圏域道路整備勉強会や、令和3年度に開催された地元懇談会で、地元が考える将来像を実現させるためには米子・境港間の高規格道路の早期整備が必要と整理されました。今後とも中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC～境港間)整備促進期成同盟会と協力し、東京で決起大会を行うなど、早期の凍結解除、さらには事業化を国に働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)
(10)	中国横断自動車道岡山米子線4車線化の早期実現について	蒜山IC～米子IC間の全線4車線化の早期実現について、国に働きかけること。	継続	令和元年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」で米子道全線が優先整備区間に選定され後に順次事業化が行われ、令和4年3月に溝口IC～米子IC(約4.8km)が事業化されたことにより、暫定2車線区間が全て4車線化の事業化がされました。 引き続き鳥取県西部の「中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC～境港間)整備促進期成同盟会」や岡山県の「中国横断自動車道4車線化促進岡山県期成会」等とも連携しながら、全線4車線化の早期供用に向け、国土交通省及びNEXCO西日本に働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)
(11)	山陰道の整備促進について	山陰自動車道の未整備区間(北条道路)の整備を促進することについて、国に働きかけること。	継続	「北条道路」は令和8年度開通見込みが公表されており、今後も引き続き整備促進を国に働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)
(12)	山陰道米子道路の整備促進について	日野川東IC～米子南IC間の付加車線の早期整備及び残る米子南IC～米子西IC区間における同様の整備に向けた検討について、国に働きかけること。	継続	事業中である日野川東IC～米子南IC間(L=2.4km)の付加車線整備については、令和元年度に日野川東IC～米子大橋間(L=0.8km)が暫定供用したところですが、残区間の早期完成を国に働きかけていきます。 また、残る米子南IC～米子西IC区間の付加車線整備についても、事業化を働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)
(13)	国道9号電線類地中化の事業促進について	米子市車尾五丁目～東福原一丁目の電線類地中化の事業促進について、国へ働きかけること。	継続	事業促進について、国に要望を伝えます。	県土整備部 (道路企画課)
(14)	直轄皆生海岸侵食対策事業の推進について	皆生海岸について、人工リーフの改良やサンドリサイクル事業等による海岸保全事業を推進し、特に富益工区の侵食対策については、更なる事業の推進を行い、計画的かつ着実に推進するための予算を確保し、また、今後侵食が危惧されている県管理区間(和田・大篠津工区)については直轄海岸工事区域に指定し、侵食対策を行うよう、国へ働きかけること。	継続	国では、皆生海岸においてサンドリサイクル等の事業を実施するとともに、富益工区においては人工リーフ改良を行っています。本年も海岸保全事業の推進及び県管理区間(和田・大篠津工区)の直轄工事区域への指定について4月及び6月に国に要望を行っており、引き続き国に働きかけていきます。	県土整備部 (河川課)
(15)	中海治水事業の促進について	中海湖岸堤(米子市灘町地区及び旗ヶ崎地区)について、計画的かつ着実な整備推進に努めていただくよう、国への働きかけを行うこと。	継続	国では早期事業完了を目指し、米子市灘町地区をはじめ、中海湖岸堤の整備促進を図っているところです。整備促進について4月及び6月に国に要望を行っており、引き続き国に働きかけていきます。	県土整備部 (河川課)